

各県立学校長 殿

教 育 長

本県における新型コロナウイルスの急激な感染拡大を
受けた学校の対応について（注意喚起）

本県において連日300人を超える新規感染者が報告されています。県内の学校においても、オミクロン株の感染力や集団活動をしている学校の特性等から、クラスターが多く発生しております。これまでも、各校において、感染症対策を徹底していただいておりますが、下記の点を再度見直し、家庭等と連携しながら、より一層感染症対策に努めるよう、お願いします。

記

＜健康観察の徹底や欠席等の対応＞

- 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- 発熱等の風邪症状がある場合は、事前連絡の上、医療機関を受診することや前日に発熱等の風邪症状等があった場合は翌日の登校を慎重に判断することを周知すること。
- 児童生徒本人は行政検査の対象になっていないものの、家族が行政検査を受ける予定、または、検査結果を待っている間に、児童生徒が陽性と判明するケースが増えていることを本人や保護者に周知するとともに、本人や保護者から登校を控えたいと申し出があった場合は、出席停止にする等、柔軟な対応をとること。
- 現在、部活動は原則中止となっているが、大会等への参加が決定している部活動であっても、サーマルカメラ等を活用し、活動前後の体温を測定したり、健康観察表等の確認をしたり、練習内容をより感染症対策を考慮したものに変更すること。

＜食事場面＞

- 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- 特に、他クラスと交流して昼食をとることがないよう、また、食堂を利用する場合も十分な距離を確保するよう注意喚起を行いこと。

＜マスクと換気＞

- 令和4年1月26日付け3教保第91024-4号で周知しているように、マスクは不織布マスクが推奨されているが、マスクの着脱については、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、いじめや差別を受けないよう、適切に指導すること。
- 気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。
- 学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

<児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応>

- 感染者と判明した場合や濃厚接触者及び接触者に特定された場合は、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- 児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報の提供等、保健所に協力するとともに、学校医と相談の上、臨時休業の対象や期間について、保健体育課へ相談し、必要であれば、学校感染症対策検査実施事業の活用を図ること。
- ※ 現在、保健所の業務が逼迫していることから、濃厚接触者の特定に時間がかかるケースが多くなっているため、学校医の助言を受け、出席停止を行ったり、臨時休業を教育委員会に図ったり、まずは、学校内の感染拡大を防ぐ対策を取ること。
- ※ 今後、文部科学省より出席停止や臨時休業について、新しい基準が示された場合は追って通知を行う。

<その他>

- 入学試験等に臨むため県外で宿泊を要する場合等においては、移動中及び宿泊先での感染症対策や、宿泊先での不要な外出を控えることなどについて、事前に指導をしておくこと。
- 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- 登校前の健康観察、欠席連絡、緊急時の対応等、家庭との連絡体制を整備しておくとともに、家庭での感染症対策についても協力をお願いすること。